



山形県公報

平成26年3月14日(金)
第2528号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) …213
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) …214
- 漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………(水産課) …同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) …同
- 同……………(同) …215
- 一般国道の供用の開始……………(同) …同
- 県道の供用の開始……………(同) …同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) …同
- 県道の供用の開始……………(同) …216
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) …同
- 県道の供用の開始……………(同) …同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) …217
- 県道の供用の開始……………(同) …同
- 公共測量の終了の通知……………(用地課) …同
- 収用又は使用の手続が保留された土地の手続の開始……………(同) …同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) …218

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則……………220

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 漁業法による火光を利用した遊漁に係る光力の制限……………221

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) …223
- 同……………(同) …225
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(同) …同

## 告 示

### 山形県告示第210号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.50パーセント」を「年0.45パーセント」に、「年0.35パーセント」を「年0.30パーセント」に改める。

## 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成26年2月13日から適用する。
- 平成26年2月13日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第211号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地  | 事業所の名称及び所在地                             | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日       |
|-------------------------------|-----------------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 医療法人社団愛陽会<br>東田川郡三川町大字横山字堤39番 | 就労継続支援B型施設じょんぶ<br>東田川郡三川町大字横山字トツラ田24番地1 | 就労継続支援（B型）  | 20名 | 平成26. 2. 19 |

## 山形県告示第212号

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- (1) 加入区の名称  
吹浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - 加入区の区域 飽海郡遊佐町の区域
  - 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業であって飽海郡遊佐町吹浦の区域の者が営むもの
- (1) 加入区の名称  
吹浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - 加入区の区域 飽海郡遊佐町の区域
  - 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業であって飽海郡遊佐町の区域（吹浦を除く。）の者が営むもの

## 山形県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 一般国道
- 路 線 名 458号
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                            | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長      |
|------------------------------|---|------|-----------------------|---------|
| 山形市大道端129番1から<br>同 中屋敷22番1まで |   | 旧    | 20.3メートル<br>}<br>12.5 | 280メートル |
| 同                            | 上 | 新    | 27.7メートル<br>}<br>13.4 | 同上      |

**山形県告示第214号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月14日から同月27日まで縦覧に供する。  
平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長      |
|-----------------------------------|---|------|----------------------|---------|
| 天童市大字芳賀字ヨシカ14番から<br>同 字頭無1281番1まで |   | 旧    | 25.0メートル<br>}<br>7.5 | 512メートル |
| 同                                 | 上 | 新    | 29.2メートル<br>}<br>7.5 | 同上      |

**山形県告示第215号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月14日から同月27日まで縦覧に供する。  
平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 山形市大道端129番1から  
同 中屋敷22番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月14日

**山形県告示第216号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月14日から同月27日まで縦覧に供する。  
平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 天童市大字芳賀字ヨシカ14番から  
同 字頭無1281番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月16日

**山形県告示第217号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年3月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 皿沼河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延長                     |
|----------------------|---|------|--------------------------|------------------------|
| 西村山郡河北町大字溝延字稻荷原7番1から |   | 旧    | 14.0 <small>メートル</small> | 84 <small>メートル</small> |
| 同 字田中528番まで          |   |      | 9.9                      |                        |
| 同                    | 上 | 新    | 18.4 <small>メートル</small> | 同上                     |
|                      |   |      | 11.8                     |                        |

#### 山形県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年3月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 皿沼河北線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町大字溝延字稻荷原7番1から  
同 字田中528番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月14日

#### 山形県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年3月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東根尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延長                      |
|-------------------|---|------|--------------------------|-------------------------|
| 東根市神町北一丁目5322番7から |   | 旧    | 11.6 <small>メートル</small> | 120 <small>メートル</small> |
| 同 5320番7まで        |   |      | 9.2                      |                         |
| 同                 | 上 | 新    | 16.9 <small>メートル</small> | 同上                      |
|                   |   |      | 9.2                      |                         |

#### 山形県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年3月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 東根市神町北一丁目5322番7から  
同 5320番7まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月14日

**山形県告示第221号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|------------------------------|------|--------------------|--------|
| 米沢市中央四丁目3562番から<br>同 3565番まで | 旧    | 23.4メートル<br>} 11.0 | 17メートル |
| 同 上                          | 新    | 25.0メートル<br>} 11.0 | 同 上    |

**山形県告示第222号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 米沢市中央四丁目3562番から  
同 3565番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月14日

**山形県告示第223号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、酒田市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
酒田市錦町四丁目、錦町五丁目、広野字奥井地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成25年7月25日から平成26年2月21日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第224号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、同法第31条の規定に基づき収用又は使用の手続が保留されている土地について、次のとおり収用又は使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道112号改築工事（霞城改良・山形県山形市旅籠町一丁目地内から同市城北町一丁目地内まで）
- 3 収用又は使用の手続が開始される土地  
(1) 収用の手続が開始される土地  
山形市大手町、錦町、城北町一丁目及び城北町二丁目地内

- (2) 使用の手続が開始される土地  
山形市大手町、錦町、城北町一丁目及び城北町二丁目地内
- 4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所  
山形市役所

#### 山形県告示第225号

次の開発行為は、完了した。

平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年12月25日 指令村総建第245号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
寒河江市大字西根字長面152番1、153番1、154番1、152番1先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
寒河江市中央二丁目9番28号  
株式会社寒河江測量設計事務所

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月14日

山形県公安委員会  
委員長 中 山 眞 一

#### 山形県公安委員会規則第1号

##### 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の表警務部の項中「会計課」を「会計課、施設装備課」に改め、同表生活安全部の項中「、自動車警ら隊」を削る。

第13条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第13条の次に次の1条を加える。

（施設装備課の所掌事務）

第13条の2 施設装備課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 警察署、交番、信号機その他の警察施設、警察装備等の整備計画の策定に関すること。
- (2) 財産の管理及び処分に関すること。
- (3) 庁舎の営繕に関すること。
- (4) 警察装備の管理及び整備に関すること。
- (5) 警察有線通信の使用管理（通信指令課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 警察官の服制に関すること。
- (7) 警察本部本庁舎の管理に関すること。

第14条第10号から第12号までを削り、同条第13号を同条第10号とし、同条第14号中「自動車警ら隊、機動捜査隊」を「機動捜査隊」に改め、同条第15号を同条第12号とする。

第18条第2号中「警察情報管理システム」を「警察情報システム」に改め、同条第4号及び第5号を削り、同条第6号を同条第4号とする。

第19条第14号中「又は隊」を削る。

第22条中第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 電磁的記録の解析に関すること。
- (11) 犯罪の取締りのための情報通信技術の支援に関すること。

第22条の2を削る。

第39条の表会計課の項中「同条第4号から第6号」を「同条第3号から第5号」に改め、同表警務課の項中「第14条第14号」を「第14条第11号」に改め、同表情報管理課の項中「第18条第6号」を「第18条第4号」に改め、同表生活環境課の項中「第22条第9号」を「第22条第9号から第11号まで」に改め、同表警備第二課の項中「全国育樹祭警衛警備準備室」を「全国育樹祭警衛警備対策室」に改める。

第40条第1項の表中

|              |               |                                           |        |
|--------------|---------------|-------------------------------------------|--------|
| 子ども・女性安全対策室  | 子ども・女性安全対策室長  | 上司の命を受け、子ども・女性安全対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。  | を      |
| 子ども・女性等安全対策室 | 子ども・女性等安全対策室長 | 上司の命を受け、子ども・女性等安全対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 | に、     |
| 全国育樹祭警衛警備準備室 | 全国育樹祭警衛警備準備室長 | 上司の命を受け、全国育樹祭警衛警備準備室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 | を      |
| 全国育樹祭警衛警備対策室 | 全国育樹祭警衛警備対策室長 | 上司の命を受け、全国育樹祭警衛警備対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 | に改め、同条 |

第2項の表中

|       |              |                                                                                 |       |
|-------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 広報相談課 | 広報官          | 上司の命を受け、第12条第1号、第4号及び第5号に掲げる事務を整理する。                                            | を     |
| 広報相談課 | 広報官          | 上司の命を受け、第12条第1号、第4号及び第5号に掲げる事務を整理する。                                            |       |
| 施設装備課 | 施設整備調査官      | 上司の命を受け、第13条の2第1号及び第7号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。                             | に、    |
| 交通企画課 | 交通調査官        | 上司の命を受け、第30条第1号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。                                    | を     |
| 交通指導課 | 交通事故事件捜査統括官  | 上司の命を受け、第31条第3号に掲げる事務を整理する。                                                     |       |
| 交通企画課 | 交通調査官        | 上司の命を受け、第30条第1号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。                                    | に、    |
|       | 警備指導官        | 上司の命を受け、第37条第2号及び第5号から第7号までに掲げる事務（全国育樹祭警衛警備準備室の所掌事務を除く。）に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 | を     |
|       | 警備指導官        | 上司の命を受け、第37条第2号及び第5号から第7号までに掲げる事務（全国育樹祭警衛警備対策室の所掌事務を除く。）に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 | に改める。 |
|       | 全国育樹祭警衛警備対策官 | 上司の命を受け、全国育樹祭警衛警備対策室の所掌事務を整理する。                                                 |       |

第42条第1項の表中

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 方 面 隊 長 | 上司の命を受け、方面隊の事務を整理し、所属の職員を指揮監督する。 |
|---------|----------------------------------|

を

|             |                                  |
|-------------|----------------------------------|
| 方 面 隊 長     | 上司の命を受け、方面隊の事務を整理し、所属の職員を指揮監督する。 |
| 交通事故事件捜査統括官 | 上司の命を受け、第31条第3号に掲げる事務を整理する。      |

に改める。

別表第1号鶴岡警察署の項中「鶴岡市温海」を「鶴岡市湯温海」に改め、同表第2号山形警察署の項中

|           |             |
|-----------|-------------|
| 山 辺 駐 在 所 | 東村山郡山辺町大字山辺 |
| 築 沢 駐 在 所 | 東村山郡山辺町大字築沢 |

を

|           |             |
|-----------|-------------|
| 山 辺 駐 在 所 | 東村山郡山辺町大字山辺 |
|-----------|-------------|

に改め、同表鶴岡警察署の項中

|           |        |
|-----------|--------|
| 鼠ヶ関 駐 在 所 | 鶴岡市鼠ヶ関 |
| 福 栄 駐 在 所 | 鶴岡市木野俣 |

を

|           |        |
|-----------|--------|
| 鼠ヶ関 駐 在 所 | 鶴岡市鼠ヶ関 |
|-----------|--------|

に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第40条第2項の表の改正規定中

|           |            |                                              |
|-----------|------------|----------------------------------------------|
| 交 通 企 画 課 | 交 通 調 査 官  | 上司の命を受け、第30条第1号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。 |
| 交 通 指 導 課 | 交通事事件捜査統括官 | 上司の命を受け、第31条第3号に掲げる事務を整理する。                  |

を

|           |           |                                              |
|-----------|-----------|----------------------------------------------|
| 交 通 企 画 課 | 交 通 調 査 官 | 上司の命を受け、第30条第1号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。 |
|-----------|-----------|----------------------------------------------|

に改める部分

及び第42条第1項の表の改正規定は、同年3月20日から施行する。

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月14日

山形県公安委員会

委員長 中山 眞 一

**山形県公安委員会規則第2号**

**山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則**

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。



| 区 分     | 警 察 官 |     |                         |        | そ の 他 員 | 合 計    | 備 考                                |
|---------|-------|-----|-------------------------|--------|---------|--------|------------------------------------|
|         | 警 視   | 警 部 | 警 部 補<br>巡 査 部 長<br>巡 査 | 官 計    |         |        |                                    |
| 警 察 本 部 | 59人   | 93人 | 463人                    | 615人   | 216人    | 831人   | 警部補の総数は554人とし、<br>巡査部長の総数は573人とする。 |
| 警 察 署   | 31人   | 89人 | 1,255人                  | 1,375人 | 121人    | 1,496人 |                                    |

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**海区漁業調整委員会関係**

指 示

山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の海域における水産資源の保護及び漁場の秩序ある利用を図るため、次のとおり指示する。

平成26年3月14日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

1 火光を利用した遊漁に係る光力制限

(1) 次の表の左欄に掲げる海域において、一の船舶が火光を利用して遊漁を行う際に集魚灯として使用することができる光源の種類及び個数は同表の中欄に掲げるとおりとし、一の船舶の集魚灯の消費電力合計の最高限度は同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 海 域                                                                                                                                                                                 | 使用することができる光源             |                                            | 集魚灯の消費電力<br>合計の最高限度 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------|---------------------|
|                                                                                                                                                                                     | 種 類                      | 個 数                                        |                     |
| 山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第1号）                                                                                                                                                           | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個（消費電力が3キロワット以内のものに限る。）<br>船上使用 3個以内 | 10キロワット             |
| 山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第2号）及び酒田港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域                                                                                                                                     | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内                       | 10キロワット             |
| 山形県と秋田県の境に設置した漁場基点（以下「基点第1号」という。）から真方位292度の線及び酒田市と鶴岡市の境に設置した漁場基点（以下「基点第3号」という。）から真方位294度43分の線との間における最大高潮時海岸線から6,000メートル以内の海域から山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第2号）及び酒田港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域を除いた海域 | 白熱灯又は放電灯                 | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内                       | 10キロワット             |

|                                                                                                                                                                                        |                                 |                              |                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------|
| <p>基点第3号、基点第3号から真方位294度43分5,000メートルの点（以下「アの点」という。）、平成17年9月30日における鶴岡市と西田川郡温海町との境に設置した漁場基点（以下「基点第4号」という。）から真方位295度45分5,000メートルの点（以下「イの点」という。）及び基点第4号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> | <p>白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）</p> | <p>制限なし</p>                  | <p>10キロワット</p>                                |
| <p>アの点、基点第3号から真方位294度43分6,500メートルの点（以下「ウの点」という。）、基点第4号から真方位295度45分6,500メートルの点（以下「エの点」という。）、イの点及びアの点の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた海域</p>                                                         | <p>白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）</p> | <p>制限なし</p>                  | <p>1月から6月までの間は10キロワット、7月から12月までの間は30キロワット</p> |
| <p>基点第3号から真方位294度43分の線と基点第4号から真方位295度45分の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートル以内の海域から基点第3号、ウの点、エの点及び基点第4号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた海域</p>                                               | <p>白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）</p> | <p>制限なし</p>                  | <p>30キロワット</p>                                |
| <p>基点第4号、イの点、山形県と新潟県の境に設置した漁場基点（以下「基点第5号」という。）から磁針方位西北西5,000メートルの点（以下「オの点」という。）及び基点第5号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域から山形県共同漁業権漁場区域（免許番号海共第4号）及び鼠ヶ関港に係る山形県共同漁業権消滅区域を除いた海域</p>         | <p>白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）</p> | <p>水中使用 1個<br/>船上使用 3個以内</p> | <p>10キロワット</p>                                |
| <p>イの点、エの点、基点第5号から磁針方位西北西6,500メートルの点（以下「カの点」という。）、オの点及びイの点の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた海域</p>                                                                                                  | <p>白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）</p> | <p>水中使用 1個<br/>船上使用 3個以内</p> | <p>1月から6月までの間は10キロワット、7月から12月までの間は30キロワット</p> |
| <p>基点第4号から真方位295度45分の線と基点第5号から磁針方位西北西の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートル以内の海域から基点第4号、エの点、カの点及び基点第5号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた海域</p>                                                  | <p>白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）</p> | <p>水中使用 1個<br/>船上使用 3個以内</p> | <p>30キロワット</p>                                |

|                                                                                                                                             |          |      |         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------|---------|
| 基点第1号から真方位292度の線と基点第3号から真方位294度43分の線との間における最大高潮時海岸線から6,000メートルより沖合の海域及び基点第3号から真方位294度43分の線と基点第5号から磁針方位西北西の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートルより沖合の海域 | 白熱灯又は放電灯 | 制限なし | 30キロワット |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------|---------|

(2) 山形県共同漁業権漁場区域（免許番号海共第4号）及び鼠ヶ関港に係る山形県共同漁業権消滅区域では、船舶が火光を利用した遊漁を行ってはならない。

2 制限期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに上山市役所において平成26年7月14日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン上山

上山市仙石字元糸目791番外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

| 名 称           | 所 在 地          |
|---------------|----------------|
| (仮称) ヨークタウン上山 | 上山市仙石字元糸目791番外 |

(変更後)

| 名 称      | 所 在 地          |
|----------|----------------|
| ヨークタウン上山 | 上山市仙石字元糸目791番外 |

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称         | 住 所              | 代表者の氏名  |
|-------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |

(変更後)

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |
| 株式会社ヤマダ電機    | 群馬県高崎市栄町1番1号     | 山 田 昇   |
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 藤 田 勝 幸 |

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称         | 住 所              | 代表者の氏名  |
|-------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |
| その他未定       |                  |         |

(変更後)

| 名 称         | 住 所                | 代表者の氏名  |
|-------------|--------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号   | 大 高 善 興 |
| 株式会社サンドラッグ  | 東京都府中市若松町一丁目38番地の1 | 赤 尾 主 哉 |
| 株式会社ヤマダ電機   | 群馬県高崎市栄町1番1号       | 山 田 昇   |
| 株式会社セリア     | 岐阜県大垣市外濑二丁目38番地    | 河 合 宏 光 |
| 株式会社昭栄      | 上山市十日町6番16号        | 山 川 庸 久 |

3 変更年月日

平成24年10月26日

4 届出年月日

平成26年2月21日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年7月14日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに上山市役所において平成26年7月14日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン上山  
上山市仙石字元糸目791番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 大高善興  
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号  
代表取締役 山田昇  
大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号  
代表取締役 藤田勝幸
- 3 変更する事項
  - (1) 駐輪場の位置  
(変更前) 縦覧に供する図面のとおり  
(変更後) 縦覧に供する図面のとおり
  - (2) 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 432平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 323平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
  - (3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 28.3立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 31.5立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日  
平成26年10月22日

5 届出年月日  
平成26年2月21日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年7月14日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに米沢市役所において平成26年7月14日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ツルハドラッグ米沢北店  
米沢市春日四丁目2番9外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

代表取締役 白石正

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号

代表取締役 鶴羽樹

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年10月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,206平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 45台

(2) 駐輪場の収容台数 10台

(3) 荷さばき施設の面積 24平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 6.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

終日営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 終日

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成26年2月28日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年7月14日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見